

議会運営委員会記録

開会年月日	令和4年9月5日
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午前10時27分
出席委員名	◎西山則夫 ○鈴木豊司 久保 真 上村和生
	楠木宏彦 野口佳子 辻 孝記 藤原清史
	浜口和久
	世古 明（議長） 北村 勝（委員外議員）
欠席委員名	なし
署名者	久保 真 上村和生
担当書記	奥野進司
協議案件	1 決算特別委員会の設置について
	2 9月市議会定例会の議事日程について
	3 請願について
	4 意見書について
	5 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について
	6 新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について
説明者	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長
	宮崎 誠議員

会議の概要

西山委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に久保委員、上村委員の両委員を指名決定した。

始めに「決算特別委員会の設置について」を議題とし、伊勢市議会決算特別委員会運営要綱に基づき、議長、監査委員である議員及び委員会に付託される議案にかかる会計年度において監査委員であった議員を除く21名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することと決定した。

次に「9月市議会定例会の議事日程について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり議事日程の説明があり、発言もなく、事務局説明のとおり決定した。

次に、「請願について」を議題とし、紹介議員の上村委員から「子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」について説明を聴取したところ、発言もなく、聞き置くこととした。

次に、「意見書について」を議題とし、提出予定者の宮崎議員から「地方財政の充実・強化を求める意見書」について説明を聴取したところ、発言もなく、聞き置くこととした。

次に、「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について」を議題とし、西山委員長から県下各市の委員会条例等の改正状況、オンラインによる委員会の開催状況の説明があり、今後、委員会条例、会議規則の改正を検討していくことが提案され、発言もなく、12月定例会を目途に改正できるよう議会運営委員会で協議をしていくことを確認した。

次に、「新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり、「伊勢市議会の個人情報保護に関する条例」「施行規則」を協議していく必要があることの説明があり、発言もなく、議会運営委員会において協議していくことを確認し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和4年9月5日

委員長

委員

委員

【9月市議会定例会の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして御説明申し上げます。

9月定例会に提出されます案件は、お手元の案件表のとおり、当局提出案件としまして、議案が第79号から92号までの14件と報告が第7号及び8号の2件、計16件でございます。

内訳を申し上げますと、議案につきましては、決算認定が4件、補正予算が2件、条例が3件、市道関係が2件、人事案件が3件、そして報告が2件でございます。

また、議会提出の案件としましては、請願が「令和4年請願第3号」の1件、意見書が1件でございます。

それでは、日程をご説明申し上げますので、お手元の日程案を御覧ください。

9月定例会は、9月12日月曜日に開会、10月12日水曜日までの31日間をお願いいたします。会議規則の規定による休会日は、9月17日から19日、23日から25日、10月1日、2日、及び8日から10日でございます。

まず、9月12日月曜日は午前10時に本会議を開会いたします。

議案等説明員の報告等、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて、会期の決定をお願いいたします。

次に、「議案第79号」から「82号」までの決算認定議案4件を一括上程し、当局説明に続き、監査委員から監査結果の報告を願った後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第83号」及び「84号」の補正予算2件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第85号」から「87号」までの条例議案3件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第88号」及び「89号」の市道関係議案2件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

ここで本会議を休憩し、「全員協議会」を開会いただくことといたしております。協議案件は、「人権擁護委員について」でございます。人事案件でございますので、秘密会としていただきます。

全員協議会の閉会后、本会議を再開していただき、「議案第90号」から「92号」の人事案件3件をそれぞれ上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略してそれぞれ即決いただきます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、「令和4年請願第3号」を上程し、紹介議員説明の後、教育民生委員会に審査付託いたしたいと思っております。

以上でこの日は散会となりますが、この後、「広報広聴検討分科会」の開催をお願いすることといたしております。

次に、13日火曜日から16日金曜日までを、議案の精読のため議決で休会としていただきます。

質疑・一般質問の通告につきましては、14日水曜日正午に締め切らせていただきます。通告書につきましては、記載例を参考に、具体的に要旨をお書きの上、必ず、発言者御本人から提出していただきますようお願いいたします。

次に、20日火曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開きいただき、質疑・一般質問の順番等をお決めいただきます。

その後、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第79号外3件一括」を上程し、質疑の後、「決算特別委員会」を設置のうえ、審査を付託いたします。

次に、「議案第83号外1件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ関係常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第85号外2件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ総務政策委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第88号外1件一括」を上程し、質疑の後、産業建設委員会に審査付託いたします。

次に、一般質問の通告がありましたら、ここで一般質問をお願いすることといたしております。

以上で、この日の日程は終わり、散会となりますが、散会後に「決算特別委員会」をお開きいただき、「決算審査の進め方について」の御協議をお願いいたします。

次に、21日水曜日及び22日木曜日につきましても、一般質問をお願いすることとしております。

なお、一般質問が早く終了した場合は、残る日程を議決で休会としていただく場合もありますので、御承知おきください。

次に、「決算特別委員会」の分科会につきましては、26日月曜日から、土日の休会を合せて10月3日月曜日まで、及び全体会の7日金曜日、計7日間を審査期間と予定しております。

次に、「常任委員会」につきましては、4日火曜日、午前10時から産業建設委員会、5日水曜日、午前10時から教育民生委員会、6日木曜日、午前10時から総務政策委員会の開催をお願いします。

次に、最終日の12日水曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開き願ひ、この日の議事について御審査いただきます。

続いて、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第79号外3件一括」を上程し、決算特別委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第83号外1件一括」を上程し、関係常任委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第85号外2件一括」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第88号外1件一括」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「報告第7号」及び「8号」の2件を順次上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

次に、「令和4年請願第3号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、討論をされる方は、前日の11日火曜日、正午までに、討論の通告書を御提出いただきますようお願いいたします。

次に、議員発議として「意見書の提出について」を上程し、提案者説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、御決定いただく予定としています。

以上で、9月定例会提出の全議案が議了するわけですが、市長から発言の申出がありましたらここで許可し、市長発言の終了後、閉会といたします。

なお、閉会后に、「広報広聴検討分科会」をお願いすることといたしております。

以上のおり日程案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

【新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について】

それでは、「新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について」ご説明いたします。

資料2-2を使用して説明いたします。

資料2-2の1ページをお願いします。

令和3年5月15日に「デジタル社会形成整備法」が可決され、下の図左側、現行ですが、国の行政機関を対象としている行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象としている独立行政法人等個人情報保護法、民間事業所を対象としている個人情報保護法が、右側の図「見直し後」のように、「新個人情報保護法」の1本に統一化されました。

また、現在、各地方公共団体においてはそれぞれの自治体において個人情報保護条例を定めておりますが、これも新個人情報保護法の規定による共通ルールが適用されることとなりました。この施行日が令和5年4月1日となっております。

2ページをお願いします。

なぜ、統一されたかといいますと、現在、社会全体でデジタル化の推進が言われており、現行の制度であると、例えば地方公共団体ですと、各自治体ごとに個人情報保護条例を定めておきまして、その条例が完全に統一されたものでないということから、規定や運用の相違がデータ流通の支障となり得るということからでございます。

3ページをお願いします。

新個人情報保護法の第2条第11項に、この法律が適用となる機関が定められておきまして、第2号を見ますと、「地方公共団体の機関（議会を除く・・・）」とありまして、議会は新個人情報保護法の適用外となっております。

しかし、議会が、新個人情報保護法から完全に除かれているかというところではなく、下段の枠の中、これは新個人情報保護法のうち、議会も対象とされている項目であり、第12条を見ますと、「地方公共団体」、ここでいう地方公共団体は議会を含んでおきまして「地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする」とありまして、「議会としても個人情報の適正な取扱いを

確保するための必要な施策の作成や実施が定められています。

つまり、議会は個人情報保護の基本的な責務はありますが、法の共通ルールからは除外されているということになります。

4 ページをお願いします。

では、現在の議会はどのような形で個人情報保護を定めているかということですが、次の3つがありまして、①当該地方公共団体の個人情報保護条例において、議会を実施機関として策定している。伊勢市はこれに当たります。

そのほかに、②議会独自の個人情報保護条例や規程等により規定されているパターン

③議会に関する個人情報保護についての法規がないパターン

があり、ほとんどの自治体は①のパターンを採用しております。

下の丸枠になりますが、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースからの最終報告によると、現在、「ほとんどの団体で議会は個人情報保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を講ずることが望まれる」ということで報告されております。

そのため、今回、全国市議会議長会において総務省や個人情報保護委員会と協議が行われ、条例（例）、施行規程（例）が作成されましたので、今後、来年4月1日までに、「伊勢市議会の個人情報保護に関する条例」「施行規則」を定めていく必要があるということになります。

少し飛びまして、7 ページをお願いします。

これは、全国市議会議長会が示した今後のスケジュールとなっております。

このスケジュールでは、施行規程（例）の送付が、「6月下旬以降」となっておりますが、実際は8月下旬に施行規程が届きまして、本日の提示となりました。

今後、議会運営委員会で、「伊勢市議会の個人情報保護に関する条例」「施行規則」を御協議願ひ、12月定例会、遅くとも3月定例会での条例制定をお願いすることになります。

説明は以上でございます。

なお、添付資料として、全国市議会議長会で作成いただきました「市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」「市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」を配付しましたので、参考としていただければと思います。よろしくお願ひいたします。